



「働きたい！応援団 ぎふ」登録制度 実施要項

岐阜県教育委員会

(目的)

第1条 「デュアルシステム」を県内全域で推進して学校と企業が一体となって人材育成を行う制度を構築し、特別支援学校高等部卒業後、一般企業等への就職を目指す生徒の働く力の育成及び就労促進に資する。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業とは、県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う者を言う（国及び地方公共団体を除く）。
- (2) デュアルシステムとは、学校における職業教育と企業における職業教育を柱に、障がいのある生徒の企業就労を促進するシステムのことを言う。
- (3) 現場実習とは、1～2週間程度、企業内で行う実習のことを言う。
- (4) 企業内作業学習（高等特別支援学校では企業内実習）とは、主に1・2年生を対象とした1～2か月の長期間、継続して企業内で行う作業学習（専門教科）のことを言う。
- (5) 就労推進とは、業務内容の検討、環境整備、社員教育を通じた障がい者の雇用のことを言う。

(サポート項目)

第3条 この要項に定める登録制度は「働きたい！応援団 ぎふ」とし、サポート項目は当該各号のとおりとする。

- (1) 職場見学
- (2) 現場実習
- (3) 企業内作業学習（企業内実習）
- (4) 技術指導
- (5) 就労推進

(参加申込)

第4条 本制度の趣旨に賛同して前条のサポートを行おうとする企業は、「働きたい！応援団 ぎふ」参加申込書（様式第1号）を、サポートを行う特別支援学校または特別支援教育課に提出する。

(登録)

第5条 「働きたい！応援団 ぎふ」参加申込書（様式第1号）を受理した特別支援学校長は、サポート内容を確認のうえ、「働きたい！応援団 ぎふ」参加推薦書（様式第2号）に添付し、教育長に提出する。

2 教育長は、サポート内容が第3条の各号に該当すると認められた場合、『「働きたい！応援団 ぎふ」サポーター企業』（以下サポーター企業と言う。）として登録する。

3 教育長は、第1項の規定により登録した場合は、「働きたい！応援団 ぎふ」サポーター企業登録証（様式第3号）を交付するとともに、登録した企業名やその取組等について広く周知する。

（表彰）

第6条 教育長は、サポーター企業のうち、別表の表彰項目の各基準について継続して取り組んだ者を『「働きたい！応援団 ぎふ」推進企業』として表彰し、表彰した企業名やその取組等について広く周知する。

2 表彰に関する事項については別に定める。

（変更の届出）

第7条 サポーター企業は、次の事項に変更があった場合は、「働きたい！応援団 ぎふ」変更届出書（様式第4号）により、速やかに教育長に届けなければならない。

（1）名称

（2）代表者氏名

（3）住所

（登録の辞退）

第8条 サポーター企業が登録継続の意志を失ったときは、交付した「働きたい！応援団 ぎふ」サポーター企業登録証を、速やかに教育長に返還しなければならない。

（登録の取消し）

第9条 教育長は、サポーター企業が第3条の各号に該当しないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他、サポーター企業として適当でなくなったと認めるときは、登録を取り消すことができる。

（その他）

第10条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

別表

表彰項目		表彰基準
技術指導		年間8日以上、校内の学習における技術指導等を実施
デュアルシステム	現場実習 企業内作業学習	年間30日以上、現場実習・企業内作業学習等を実施
就労推進		特別支援学校高等部卒業生を1人以上雇用
その他		特別支援学校の職業教育、就労支援に関して、特に顕著な取組を実施